



ヴァイマル共和国初期の政治的暗殺(I) :  
〈コンズル団〉と政府・司法

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-01-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 義顕 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00006131">https://doi.org/10.24729/00006131</a>

# ヴァイマル共和国初期の政治的暗殺(Ⅱ)

## —— 〈コンズル団〉と政府・司法 ——

山田 義 顕

はじめに	Ⅲ 規約
Ⅰ 成立	Ⅳ 挑発
Ⅱ 組織	(以上、前稿)

### V 暗殺と行動主義者たち

1921年8月26日のエルツベルガー暗殺から数日後、バーデン州のオッフエンブルク検察庁は、ハインリヒ・シュルツとハインリヒ・ティレッセンを実行犯として特定した。バーデン州警察は逃走中の2人を追跡してミュンヒェンに入ったが、2人を捕捉することはできなかった。それでも、捜査班は9月12日に2人の働いていた〈バイエルン製材会社〉をつきとめ、それがOCの偽装会社であることを確認した。さらに調査の結果、2人の元上司がOCの軍事局長キリンガーであり、2人は犯行後、キリンガーと接触してパスポートを渡され国外に逃亡したことも判明した<sup>(51)</sup>。バーデン州警察はただちにキリンガーと製材会社の全職員を逮捕し、OCに関する包括的な資料を押収することに成功した。当局は押収したOCの規約からして、組織の指導部が事件に関与しているとの確信をもった。こうして、OCの存在は世間の注視するところとなり、OCの活動は突然、中断を余儀なくされることになる。

オッフエンブルク検察庁は1921年10月29日、キリンガーを殺人幫助、そのほか6名の職員を刑法128条違反の科で予審を申請した<sup>(52)</sup>。しかし、実行犯の2人が逃亡したため、検察庁は事実構成要件を証明できず、また容疑者全員が関与を否定したため起訴は断念された。ただひとりキリンガーのみは殺人幫助で起訴されたが、間接証拠だけにもとづいていたこともあり、1922年6月13日にオッフエンブルクの陪審裁判所によって無罪判決を下され釈放された<sup>(53)</sup>。この判決は大きなセンセーションを巻き起こした。右翼は“ドイツの墓掘人”エルツベルガーの抹殺とキリンガーの釈放に快哉を叫び、さらにはエルツベルガー暗殺者と自称する連中が右翼の間で出沒するほどであった<sup>(54)</sup>。一方、左翼は労働者による大規模な抗議デモを組織し、右からの政治的暴力の拡大に警鐘を鳴らすとともに、そうした暗殺行為の背後関係を解明できなかった検察と裁判所の無能ぶりを激しく攻撃した。

こうした緊張した政治的雰囲気の中、キリンガーの釈放から11日後の6月24日に外相ラーテナウが殺害されることになる。

この事件は、いくつかの点でそれ以前の事件とかなり様相を異にしているように思える。第一に、これまでの暗殺は、11月革命やヴェルサイユ条約と結びついていた、いわば過去の要人に対するものであったが、ラーテナウは当時の共和国を代表する現役の政治家であった

こと。第二に、以前の事件では実行犯たちは身分不相応の金を所持していたことから、OC本部の豊富な資金援助に支えられていたと考えられるが、ラーテナウ暗殺については、犯行者たち自身によって犯行計画が練られ、資金が工面されたこと<sup>(55)</sup>。そして最後に、犯行加担者がドイツ各地に散らばっていたことである。たとえば、実行犯のエルヴィン・ケルンはキール、ヘルマン・フィッシャーはバイエルンのフレーハを拠点として活動しており、2人がどのようにして接触する機会をもち、計画を練ったかは確認されていない。ただ、フランクフルトのOCメンバーであったフリードリヒ・ヴィルヘルム・ハインツの後の記述によれば、ラーテナウ暗殺の中核には国民革命的な行動主義者の“フランクフルト細胞”があったとされている<sup>(56)</sup>。つまり、フランクフルトのカール・ティレッセン、ハルトムート・プラーズ、エルンスト・フォン・ザーロモンらを中心として連絡がとられ、これにテヒョー兄弟が加わって犯行につながったということである。もちろん、犯行の計画と実行にあたって、OCの組織網が十分に活用されたことにまちはないが、“縦”の関係ではなく“横”の、すなわち各地の行動主義者グループ間のつながりがあったことに、以前の事件との性格の相違がうかがわれる。“挑発理論”に走る彼らにとって、もはや“上”からの命令を必要としなかった、あるいはOC指導部の直接的な関与がなかったことも考えられる。このことは、犯行加担者たちがOCだけでなく、〈ドイツ民族攻守同盟〉を中心に複数の急進右翼団体に属していたことから推察される。[資料](20～21頁)の暗殺関係者の所属からしても、反ユダヤ主義的な大衆組織である〈攻守同盟〉と秘密行動主義者の結社であるOCメンバーの重なり、あるいは協力関係があったことは確認できよう<sup>(57)</sup>。

それでは、こうした行動主義者たちのメンタリティはどのようなものだったのであろうか。上述のハインツは、みずからの経歴をこう語っている<sup>(58)</sup>。

16歳で近衛狙撃兵連隊の志願兵。18歳で第46歩兵連隊の現役将校。ソナム、フランドル、戦車戦、3月攻勢、防御戦、国境警備、エールハルト旅団、カップ一揆、オーバーシュレジエン、闇国防軍。……負傷4回、重度戦傷、拘禁6回、前科なし。1925年まで義勇軍と国防団体の指導者。ルール闘争で破壊工作部隊指揮官。

ここには、前線世代の典型、そして戦後に抛りどころを失った傭兵の姿がうかがわれるが、[資料]にみられるように、エルツベルガー暗殺者、シャイデマン襲撃者、ラーテナウ暗殺関係者の多くも、エールハルト海軍旅団、義勇軍兵士で、共産主義者やポーランド反乱者と闘った経験がある。年齢はほぼ20～30歳、ほとんどは高学歴であり、市民階級に典型的な家庭の出身者が多数を占めるが、将軍の子弟(ティレッセン兄弟)やギムナジウム学生もいる。ラーテナウは、エルツベルガー暗殺者について次のように述べたことがある<sup>(59)</sup>。

没落しつつある、また没落してしまった中間層は、われわれの国家機構のなかのもっとも危険な毒薬である。……彼らはみずからの収入ではもはや生活できず、現実に零落する。そして彼らには息子がいる。彼らは行動する右翼急進派、反動派、そしてナショナリストになる。

彼らはOCを中心にさまざまな右翼団体に所属しているが、ナチ党やそのほかの右翼政党との関係は明らかにできない。後の裁判で被告たちのうち、ティレッセン兄とプラーズはナチ

党に、ギュンターは国家人民党に所属していたと供述しているが、テヒョー兄弟とザーロモンは政治政党への所属を否定している<sup>(60)</sup>。この点についてフーバーは、犯行者グループによく顕著な傾向は、彼らのいずれも当時の右翼諸政党と近い関係になかったことであり、彼らは例外なく、独自の国民革命派のグループに属していたとしている<sup>(61)</sup>。逆にヤスパーは、政党政治的には若干名が国家人民党に近く、ほかのものはナチ党を支持していたとし、右翼諸政党との関連を指摘している<sup>(62)</sup>。

いずれにしても、OCのメンバーを一律的に国民社会主義の先駆者、あるいは信奉者とみなすことには無理があろう。たとえば、テヒョー兄(ラーテナウ暗殺の自動車運転手)はヨーゼフ・ゲッベルスと会ったとき、平手打ちをくらわせてこう叫んだ。“おまえたちのようなけがらわしい連中のために、ラーテナウを殺害したのではない”<sup>(63)</sup>。

闘いのなかで青春を燃焼させた彼らは、敗戦と戦後の混乱のなかで何か漠然とした、新しいものへの衝動に突き動かされ、崩壊のカオスのなかから新しい秩序が現れるものと期待した。上述のテヒョー兄はこう述べる<sup>(64)</sup>。

[彼らは]新しいドイツへの憧憬に駆り立てられて行動した。また彼らは、自分たちが新しいナショナリズムの先駆者、草分けにすぎず、またこのナショナリズムのために道を開く決死隊なのだという意識に満ちて行動した。

また、ザーロモンによると<sup>(65)</sup>、

ドイツは病んでいた。われわれは、変化の過程を肉体の苦痛のように感じた。……われわれはいつも、犯罪行為がおこなわれたところに立っていた。われわれは、この行為に参加した。そして、2つの秩序の間、すなわちわれわれが破壊した古い秩序と、われわれが助力して作りあげた新しい秩序の間に立たされたが、この一方はわれわれの本質になじまなかった。そのため安らぎもなく、故郷もなく、恐るべき力の呪われた担い手にならざるをえず、罪への意識に苛まれ、そしてそのために追放されたのである。

そしてさらに、彼らにとって問題だったのは、みずからの行動の意味や目的ではなく、行動そのものであった<sup>(66)</sup>。

感情からいって、私にとっては結果よりも過程そのものの方がはるかに重要であった。自己犠牲のこのたえようもない恍惚感、自己破壊。“地球を月まで飛ばす全ての壮大さ”。すべてがまったくすばらしい思春期の幻覚だった。

こうした行動主義者のメンタリティは、現実の暗殺行為における“荒っぽさ”にも反映されている。グンベルは右翼による政治的暗殺の形態を分析しているが、それによると事故死とされるもの184件、拳銃による乱射73件、逃亡中に射殺45件、いわゆる即決裁判37件、いわゆる正当防衛9件、拘禁あるいは移送中のリンチ5件、いわゆる自殺1件、総計354となる<sup>(67)</sup>。ここには、共産主義者の制圧に明け暮れた義勇軍時代の血なまぐさい伝統と、ニヒリスティックで暴力的な衝動がみられる。連発拳銃と手榴弾でラーテナウを爆殺したケルンは、こう述べる<sup>(68)</sup>。

われわれは頭や心臓ではなく、手足を撃ち抜く。私は、そのまわりにいる誰よりも偉

大な人物を撃つつもりだ。……この男の血は、永遠に切り離さなければならないものを、永久に切り離すことになる。

ところで、ラーテナウはなぜ殺害されたのであろうか。ユダヤ人のラーテナウは、1922年1月30日にヨーゼフ・ヴィルト内閣(中央党・社会民主党・民主党のヴァイマル連合)で外相に就任した。その2週間後にははやくも、《ヴァイキング》に次の記事が掲載されている<sup>(69)</sup>。

ユダヤ人ラーテナウの外相就任は、政治的グロテスクのきわみである。彼の外政活動は、ドイツ国民の利益に貢献しないであろう。……われわれはユダヤ人の軛を打破する。……われわれは現在、ユダヤ人問題をわれわれの内治外交政策すべての重要問題、中心点と考えている。

また前述のように、行動主義者たちは、反ユダヤ主義的な(攻守同盟)と結びつきをもっている。殺害計画がラーテナウに向けられたことは、たしかに共和国初期に高揚した反ユダヤ主義の影響ではあった。たとえば、ザーロモンは“[当時の]ナショナルな運動はニュアンスの差こそあれ、すべて反ユダヤ主義的であった”と記している<sup>(70)</sup>。こうしたことから、殺害関係者たちが反ユダヤ主義的傾向をもっていたことは否定できない。だがそれを根拠に、ラーテナウ暗殺の主たる動機が反ユダヤ主義であったとストレートに断定することには注意を要するであろう。ザーロモンの記述によると、“ラーテナウはユダヤ人であったがゆえに殺害された”と認める勇氣はないのか、とたびたび質問された。そのたびに、彼は“ラーテナウはユダヤ人であるかどうかにかかわらず殺害されたのだ”と答えたという<sup>(71)</sup>。後述のように、法廷は“狂信的な反ユダヤ主義”を主動機として採用することになるが、ラーテナウ暗殺の主動機については、なお問題が残るところであろう。クリューガーによると、ラーテナウは“自暴自棄的な暗殺行為を挑発するタイプ”であった<sup>(72)</sup>。

ラーテナウは、ヴィルヘルム時代を代表する大実業家であり、戦時中には勝利の平和の中心人物として徹底抗戦を唱えながらカイザーの退位に賛同し、戦後は東西に向けて協調政策を促進する政治家であった。彼はヴェルサイユ条約の断固たる反対者であったが、条約修正に向かう手段として条約の内容を履行するという政策を支持した。しかし、イギリスとフランスがソヴィエトと正式の協定を結び、ドイツを孤立させるのではないかと恐れた彼は、ソヴィエトとのラパロ条約(相互賠償権放棄)の調印を決意することになった。右翼急進派はすでに、彼をユダヤ人、敗北主義者としてマークしていたが、いまでは彼をポリシェヴィキのスパイに仕立てあげていた(註101参照)。彼のこうした矛盾した立場と経歴からして、彼らにとってラーテナウは祖国の裏切り者であり、また憎悪すべき履行政策の代表格でもあった。若い行動主義者たちのなかで、敵と妥協した政治家に対する憎悪、また行動によってしか自己の存在を確信できないという無力感と絶望感が結びつき、そうしたフラストレーションが暗殺という行為で爆発したのかもしれない。その意味でフーバーが指摘するように、彼らの“きわめて感情的な衝動に規定された複雑な行動をみると、犯行動機の核心は合理的に理解できない”<sup>(73)</sup>のかもしれない。

## VI 共和国保護法と国事裁判所

右翼急進派によるたび重なる暗殺行為を、ライヒ政府は漫然と座視していたわけではなかった。すでに1921年8月26日のエルツベルガー暗殺を契機として、ヴィルト政府は、大統領の非常権限を規定したライヒ憲法第48条にもとづいて、共和国を保護するための例外法令を布告したことがあった。この布告は、ライヒ政府の閣僚に対する暴力行為、違法行為を挑発するような出版物、集会を一時的に禁止すると同時に、結社、政治的示威運動にも同じ措置をとる権限をライヒ内相とその管轄官庁に付与するという内容であった<sup>(74)</sup>。しかし、右翼急進派の根城であったバイエルン州のカール政府は、この法令が州の司法権と警察権を脅かすものであること、また一方的に右翼に対してのみ向けられている法律を“すべての側に”、すなわち憲法に敵対的な右翼と左翼の団体の双方に対して適用すべきことを主張して、頑強に抵抗した<sup>(75)</sup>。このため結局、法令は同年の12月16日に国会での取消要求でいったん失効してしまうという経緯があった<sup>(76)</sup>。バイエルン政府とライヒ政府のこの衝突は、ラーテナウ暗殺後に再発することになる。

ラーテナウが暗殺された1922年6月24日の午後5時、首相ヴィルトは急遽、ライヒ閣議を召集し、司法相グスタフ・ラートブルフ(社会民主党：法哲学者)が、共和国保護のために予定されている法令の内容を詳細に報告した<sup>(77)</sup>。首相ヴィルトはさらに同日付で、共和国に向けられた攻撃に断固たる措置をとる旨、国民に向けて声明を發した<sup>(78)</sup>。

……ラーテナウの殺害は、共和国に対して入念に準備された一連の襲撃の一部にすぎない。まず共和国の指導者たちが、それから共和国そのものが倒れることになる。そうした犯罪的な襲撃に対して共和国を防衛するために、断固たる処置をとらねばならない。ナショナルな考えを隠れみよとしているテロとニヒリズムの蔓延を、もはや容赦することはできない。共和国は危機にある。自由と民主的な国家の建設のために働くすべての住民層は、連帯し団結しなければならない。……

翌25日の午前、ライヒ閣議は午後にかかれる国会本会議での法案説明に関して協議した。ラートブルフは、法案が右と左のいずれに向けられるのかという国会での質問を予測して、共和国に対する攻撃のみが該当すること、具体的には目下のところ右翼急進主義が問題になることを説明した。この説明に一部の閣僚から不同意があったが、首相ヴィルトは全面的にラートブルフに与した<sup>(79)</sup>。

同日午後の本会議で、ラートブルフは次のように法案を説明した<sup>(80)</sup>。

ライヒ大統領令は、右翼急進派の違法行為と示威運動によって誘発された苦境から生じたものである。何であれ動機は、左翼急進派の不法行為に対する懸念から生じたのではない。これまでまったく生じていない左翼急進派の不法行為も同様に対象とする法令は、すでに生じている公共秩序の著しい障害に対抗するライヒ憲法48条の精神と一致しないであろう。この大統領令は、たしかに右翼急進主義に対して向けられているが、今後、左翼に対しても適用されるのではないかという労働者層の危惧は、まったく根拠のないものである。“共和主義的な国家形態に反する暴力行為”という定式

は、右翼急進派の暴力行為が意味されていることを明らかにするために、詳細な検討の後に採用されたのである。

つづいて演壇に立った首相ヴィルトは、殺害された外務大臣に深い哀悼の意を表明し、その演説を次のように締めくくった<sup>(81)</sup>。

[右に向かって]そこに敵がいる。その敵が国民の傷口に毒をたらし込みつつある。敵はそこにいる。疑いもなく、敵は右にいる。

こうした発言には、ラーテナウ暗殺がラーテナウ個人とその政策に対する犯行者たちの個人的な行動ではなく、共和国そのものに対する右翼急進派の憎悪と活動の高まりの所産であるとの認識がある。また、また2人の発言は、共和国保護法が共和国に敵対的な右翼に対してのみ向けられるものであることを確認するものでもあった。当然のことながら、この“右に対してのみ”という立場には“一面的”という異論があった。たとえば、人民党議員のルードルフ・ハインツェは、法の前での平等という憲法の条文からして、共和国保護のための措置は、右翼と左翼の憲法の敵に同等に適用されねばならないと主張した<sup>(82)</sup>。

参議院ではバイエルンとヴェルテンベルクが、法案の“共和主義的な国家形態”を“憲法にのっとった国家形態”と変更する動議を提出したが、参議院多数派はこれを修正して、最終的に“憲法にのっとった共和主義的な国家形態”という妥協的な定式を採用した(48対13で可決：7月4日)<sup>(83)</sup>。

国会では激しい論争の後、1922年7月18日、参議院の決議に若干の修正(“憲法にのっとって定められた、共和主義的な国家形態”)を加えて、5年の時限立法として共和国保護法を賛成303票、反対102票、棄権4票によって——憲法改正に必要な3分の2の多数を獲得して——可決した<sup>(84)</sup>。この法は、その存在、構成、目的を共和国政府に隠し、メンバーが上司に無条件的服従を誓約する結社を対象とした。また、閣僚暗殺者に対する厳罰(死刑および長期刑)をもって、共和国に敵対的な結社に対抗するものだった(第1～6条)<sup>(85)</sup>。

しかし、バイエルン州の抵抗は終わらなかった。バイエルン州の首相フーゴ・フォン・レルフエンフェルトは、同州での共和国保護法の施行を一時的に停止し、そのかわりに“共和国の保護”ではなく“共和国の憲法を保護するための”独自の州令を7月24日に発令した<sup>(86)</sup>。これに対して大統領フリードリヒ・エーベルトが調停にのりだし、8月11日に“ベルリン議定書”が調印された<sup>(87)</sup>。これにより、バイエルンは8月24日に州令を撤回してバイエルンでの共和国保護法の施行に同意し、一方ライヒ政府はバイエルンの要求の一部を認めることになった<sup>(88)</sup>。

こうして保護法は本来、右からの政治的暗殺との関連で成立したものであったが、ヴィルトやラートブルクの意図に反し、結果的には共和国に敵対的な団体一般に適用されることになった。この結果、保護法の重要な意図、すなわち右翼への突撃方向は完全に失われてしまった。このため現実には、どのような団体が共和国に敵対的であると判断されるかは、民主主義に反感をもち、右翼に共鳴する帝政派の多かった司法の判断に委ねられることになった。

ラートブルクは、右翼に対する一面的な戦線設定の挫折をこう回想している<sup>(89)</sup>。

共和国保護法は、“憲法にのっって定められた、共和主義的な国家形態に”という定式を採用することによって、右翼急進主義と左翼急進主義の双方に対する二重の戦線設定に力点を置き、後には主として左翼急進主義に対して向けられるようになった。

このことは、私の当時の見解の正しさを証明するものである。

共和国保護法は、共和国を保護するための“国事裁判所”(Staatsgerichtshof)を新設した。これは最高裁判所に付設され、特別法廷として政治的暴力だけでなく、共和国に敵対的な扇動行為も処罰の対象とするものであった。国事裁判所は第一法務部と南ドイツ法務部の2部で構成された。その理由は上述のライヒとバイエルンの交渉のなかで、バイエルンが独自の州法務部の設置を要求していたことにある。この要求はベルリン議定書での妥協で、南ドイツ法務部(バイエルン、ヴェルテンベルク、バーデン、ヘッセンでの事件に権限をもった)を設置することで決着した。両法務部は、3名の最高裁判事と大統領の任命する6名の素人陪席判事——裁判官の資格をもつ必要はなかった——によって構成された。ただし、南ドイツ法務部の素人陪席判事の選任には、南ドイツ諸州政府の了解が必要とされた<sup>(90)</sup>。このため、南ドイツ諸州は、保守的な高級官僚、企業家、退職した高級判事を陪席判事として選任した。一方、司法相ラートブルフは、帝政派の裁判官が多数を占める当時の司法のなかにあつて、裁判の公正化を確保するために共和国支持派、あるいは労働者階級を代表する政治家(社会民主党、独立社会民主党、民主党)を登用した<sup>(91)</sup>。

上記のことからして、OC関係の事件のうち、シャイデマン襲撃事件(カッセル)とラーテナウ暗殺事件(ベルリン)は国事裁判所の第一法務部の管轄となったが、バイエルンを拠点に活動していた秘密結社OCの訴訟に関しては、南ドイツ法務部の担当となった。なお、国事裁判所での起訴を担当するのは最高裁検察庁であり、原告代表は検事総長がつとめることになった。

## Ⅶ ラーテナウ裁判・OC裁判・チェカ裁判

### ① ラーテナウ裁判

1922年10月3日、国事裁判所(ライプツィヒ)は、死亡した実行犯の2人を除き、ラーテナウ暗殺の犯人と関係者の公判を開始した。この事件は共和国保護法が効力をもつ前に生じていたが、同法で規定されていた遡及的権限(第13条4項)が適用された<sup>(92)</sup>。

この公判への世論の関心はきわめて高く、700人を収容できる法廷は、公判初日に30分で満席になったといわれる。世論は、国事裁判所が右に傾いた司法の公正さを回復し、共和国憲法の精神にのっって犯人たちを裁くであろうと期待した。その関心は具体的には、“ラーテナウ殺害が何人かの未熟な若者の犯行にすぎないのか、それともエルツベルガー、ガライス、シャイデマン、ハルデン、そのほかの暴力行為に関して嫌疑のかかっている殺人組織の行為であったのか”(ベルリン日刊紙)に集中した<sup>(93)</sup>。

弁護側は公判の冒頭、第一法務部の3名の素人陪席判事が政党の代表であることを理由に、裁判官としての資格を満たさないと主張して忌避申し立てをおこない、法廷ははじめか



ら波瀾含みとなった<sup>(94)</sup>。さらに弁護側は、暗殺者が孤立した単独犯であって、ケルンとフィッシャーの逃亡は無計画で、非組織的であったとの立場を主張し、とりわけ射殺されたケルンに首謀犯としての責任を負わせる戦術をとった<sup>(95)</sup>。

原告代表ルートヴィヒ・エーベルマイヤーは、“実際のところ実行犯たちの背後に犯行を教唆し、焚きつけた何らかの組織や団体があった可能性はある”としながらも、それは現在のところ証明されていないのであるから、“私はそれを採用するつもりはない”との見解を示した<sup>(96)</sup>。検察は13名の被告に対してきわめて厳しい求刑をおこなったが——テヒョーは共同正犯の科で死刑の求刑——、犯罪の政治的意図と背景の解明には立ち入らず、被告たちの主動機として“ユダヤ人ラーテナウに対する盲目的敵意”を採用した<sup>(97)</sup>。

裁判所も検察とほぼ同様の立場から、ケルンとフィッシャーがOCに所属していることに関して何も立証できないとし、OCとの関連を証拠不十分として考慮の外においた<sup>(98)</sup>。こうして裁判所は、被告たちの場合、個人的な行動主義と殺害プログラムが結びつき個人的犯行者として行動したという出発点に立ち、OC本部をすべての共同責任から除外するという方向に向かった。たとえば、政治的動機に関して裁判所は、“犯行は政治的な犯罪ではなく、一般的なものである。反ユダヤ主義は政治的な信条ではない”との判断を示している<sup>(99)</sup>。さらに裁判所は、テヒョーに関しては共同正犯ではなく、殺人幫助を採用して最高刑の重懲役15年に減刑し<sup>(100)</sup>、ほかの被告はほぼ求刑通りとした[資料参照]。

判決骨子にはつぎのようにある<sup>(101)</sup>。

殺害の動機は大部分、狂信的な反ユダヤ主義に求められる。殺害が組織的な殺人団体の陰謀により、以前から引き継がれた服従義務にしたがっておこなわれ、そのさい共同正犯あるいは幫助者が決められた役割を果たしたという推定は却下される。たしかに、ラーテナウ暗殺を駆り立てた、そのような組織が存在した可能性はある。しかしながら、そうした可能性はなお証明されていないのであるから、本法廷は、殺害計画がケルンとフィッシャーの頭のなかで生じたということを出発点としなければならない。殺害がおこなわれたこと、殺人が完全に熟慮のうえで実行されたこと、そして関係者全員がこの犯行の意味を理解していたことについては何ら疑問はありえない。

こうして国事裁判所は不確実な状況証拠を指摘して、暗殺を個別の犯行として孤立させ、組織的犯罪の可能性を曖昧なまま放置した。このラーテナウ裁判で、暗殺事件とOCとの関連が解明されなかったことは、当然のことながら1924年10月のOC裁判にも影響を与えることになる。

## ② OC裁判

秘密結社OCに対する裁判は、バイエルン州当局のサボタージュがあったとも考えられるが、1924年10月22日になってようやく公判の運びとなった。世論ではやはり、OCの政治的テロの責任が立証される最後のチャンスと期待されていた。被告席には、エールハルトを除き<sup>(102)</sup>、OCの指導者(キリンガー、ホフマン、カウター、ミュラー)をはじめとして、24名が座った。

被告・弁護側は、OCの主要な目的はオーバーシュレジエンの防衛であり、暴力による政府

の打倒は組織の計画にはないことを主張した。

原告代表は、被告人たちは共和国を愛する理由をもっていないが、彼らは祖国に奉仕したのであるから、称賛されることはあっても非難される理由はないと強調した。OCの憲法に対する闘争は“すぐれて適切な方法で”あり、合法的な手段でその内政的目的を達成しようとした、と。また、OCの目的が指導的政治家を殺害することであったという証拠はまったくなかったが、しかし、OCが内政的目的をもっており、それを政府に秘密にしたことは、法律的にみて刑法第128条違反であるとの見解を示した<sup>(103)</sup>。さらに原告側は、OCが1921年秋にすでに解散していることからして、共和国保護法は適用されないことを主張し、裁判長はこれに同意した。

この公判で注目すべきことは、被告ホフマンが“祖国の利益のために世論には訴えてはならないような問題を説明しなければならない”ことを理由に、審理のもっとも重要な部分である“OCの真の活動”についての議論を非公開でおこなうよう要請したことである。さらに弁護団は、外政的な紛糾を解き放つ可能性のあるOCと政府の関係を暴露すると威嚇した<sup>(104)</sup>。原告側が非公開に同意したため、裁判長も圧力に屈した。

検察と裁判所のこうした妥協的な態度——判決をみると“豹変”ともいえる——の背後には、国防軍とOCの密接な関係があったと思われる。OCの真の意図が公表されれば、国防軍の秘密再軍備が暴露されるとともに、外政的な紛糾を解き放つ恐れもあった。したがって、政治的に判断すれば、祖国のためには、OCの犯行を徹底的に糾明するよりも、寛大かつ慎重に処理することのほうが重要であったにちがいない<sup>(105)</sup>。OC公判が延引され、フランス軍のルール占領中に開始されなかったことは、司法がこの裁判のもつ危険さを十分に認識していたからでもあろう。

こうして、OC訴訟では共和国保護法は適用されず、刑法第128条にもとづく求刑、および判決となった。検察側は指導者4名に1～2か月の軽懲役、9名に軽微な処罰、残り11名の被告に無罪を求めた。裁判長はさすがにこの求刑に不満を示し、指導者4名の刑量を3～8か月とし、6名に無罪判決を下した<sup>(106)</sup>。判決骨子は以下のようなものである<sup>(107)</sup>。

OCは、議会主義、社会民主主義、ユダヤ主義に対する激しい戦闘的立場をとおして、内政的に過激な活動をおこなった。オッフエンブルク検察庁が国務大臣エルツベルガーの暗殺の解明に着手したとき、OCは粉碎された。そのさい、エルツベルガー殺害者のシュルツとティレッセンの2人が、被告フォン・キリンガーの指導のもとにOCのB局で活動していたことは確認されている。また、A局とC局は、被告ホフマンとカウターに指導されていた。刑量の理由としては、OCが国事犯に相当する計画を追求していなかったこと、もしくはOCが殺人本部であったことが立証されないことが挙げられる。これに対して法廷は、精神的にすぐれた被告たちが、自分たちの行為がどのような結果をもたらすにちがいないかを斟酌しなかったことを非難するものである。殺人本部という非難に根拠がないにしても、エルツベルガー殺害者たちが育ちえたような雰囲気をつくりあげたことは確実である。

### ③ チェカ裁判

最後に、右翼急進派に対する裁判と著しい対照をなす“チェカ”裁判について簡単に触れておきたい。1923年の秋、非合法化された共産党は、プロレタリア革命の準備のための“扇動”として、特別グループの“チェカ”を組織し、党にとって危険な著名人を殺害することをその任務とした。“チェカ”の活動は、漠然とした準備以上のものではなく、また実行に移されることもなかったが、1925年2月から4月にかけて国事裁判所の審理の対象となり、被告16名のうち死刑3名、重懲役7名、軽懲役6名という判決が下された<sup>(108)</sup>。

この裁判は、共和国保護法が左翼に対してのみ厳格に適用されることになるというラートブルフの言葉のみならず、司法の非党派性に対する強い疑念を裏づけるものでもあろう。

## おわりに

1922年6月のラーテナウ暗殺は、OCの一連の暗殺行為の頂点であると同時に、その終結を意味するものでもあった。

OCは、エルツベルガー暗殺によりその存在が発覚して以後、愛国的思想を養うための非政治的団体として、合法的な〈新ドイツ同盟 Neudeutscher Bund〉(22年4月結成：指導者ホフマン)、さらに〈ヴァイキング同盟 Wikingbund〉(23年5月結成：指導者カウター)として再編されることになる。しかし、インフレの収束(23年11月)、ルール闘争の終結(24年8月)により、内外ともに共和国の安定期が到来すると、少数のエリート集団による政府転覆の時代も過ぎ去り、OCの後継組織も存在理由を失って政治的役割を果たすこともなかった。

司法は共和国保護法の本来の精神とは裏腹に、右と左からの共和国への攻撃を峻別した。こうした区別の背後には、国防政策と対外政策への考慮があったのかもしれない。あるいは司法は、チェカ裁判にうかがわれるように共産主義の脅威を過大に評価し、それを撲滅するにあたって、OCをふくめた右翼団体の存在を黙視しようとしたのかもしれない。いずれにしても、司法の非政治的立場、ないしは“中道主義”(Juste Milieu)には問題が残る。とりわけこの点に関しては、司法の政治的、社会的同質性の問題に検討を加える必要がある。

### [資料]エルツベルガー暗殺(1921年8月26日)実行犯

氏名	年齢	判決	経歴・所属
H.ティレッセン	26	国外に逃亡	父はプロイセン将軍 兄は提督と退役海軍大尉 旅団 OC
H.シュルツ	27	国外に逃亡	退役予備少尉 旅団 OC

### シャイデマン襲撃(1922年6月4日)実行犯

K.エールシュレーガー	29	殺人未遂：重懲役10年	退役中尉 旅団 OC 攻守
H.フスタート	22	殺人未遂：重懲役10年	商業従業員 旅団 OC 攻守

ラーテナウ暗殺(1922年6月24日)関係者

E.ケルン(実行犯)	26	逃亡中に射殺	退役海軍中尉 旅団 OC 攻守
H.フィッシャー(実行犯)	26	逃亡中に自殺	予備少尉 旅団 義勇軍 OC 攻守
E.W.テヒョー(車運転手)	21	殺人幫助：重懲役15年 * 求刑は死刑(共同正犯)	元海軍生徒 義勇軍 旅団 ベルリン工科大学学生 OC 攻守
H.G.テヒョー	16	殺人幫助・事後従犯： 軽懲役4年1か月	ギムナジウム生徒 OC
W.ギュンター	27	殺人幫助・事後従犯： 重懲役8年	脱走兵 法学生 攻守 国家人民党
E.v.ザーロモン	20	殺人幫助：重懲役5年	プロイセン将校の息子 幼年学校出身 義勇軍 OC
W.ニードリク	22	殺人幫助・重懲役5年	OC(?)
R.シュット		事後従犯：軽懲役2か月	ガレージ所有者
F.ディーシュテル		事後従犯：軽懲役2か月	ガレージ所有者
K.ティレッセン	31	公共秩序違反：軽懲役3年	父はプロイセン将軍 兄は提督 弟はエルツベルガー暗殺者 退役海軍大尉 旅団 OC 攻守 ナチ党
H.プラーズ	23	公共秩序違反：軽懲役2年	元志願兵 旅団少尉 ナチ党
C.イルゼマン	21	殺人幫助・事後従犯：無罪	退役少尉 攻守
G.シュタインベック		殺人幫助：無罪	
F.ヴァルネッケ		殺人幫助：無罪	OC
W.フォス		公共秩序違反：無罪	
J.キュッヒェンマイスター		逃亡	フライブルク実業家 攻守
G.ブラント		逃亡	医学生

\* 年齢は犯行当時

\* 旅団は〈エールハルト旅団〉、攻守は〈ドイツ民族攻守同盟〉

\* Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd., 7, S. 208 u. S. 251-253. Brammer, *op. cit.*, passim. Sabrow, *op. cit.*, passim. Jasper, *Der Schutz der Republik*, passim. より作成。

## 註

- (51) Jasper, *Der Schutz der Republik*, S. 109. Krüger, *op. cit.*, S. 90.
- (52) 刑法128条は、その存在、構成、目的を中央政府に隠し、上司への無条件的服従を誓約するような結社に属することを非合法とした。最高刑は指導者：懲役1年、メンバー：懲役6か月。Jasper, *Der Schutz der Republik*, S. 106, Anm. 1. Stern, *op. cit.*, p.27.
- (53) *Schulthess*, Jg. 1922, S. 69. エルツベルガー暗殺がエールハルトの命令で実行されたかどうかは不明であるが、キリンガーがシュルツとティレッセンに指図したことは、ほぼ確実視されている。Jasper, “Aus den Akten”, S. 430-453, S. 117. Krüger, *op. cit.*, S. 89. Stern, *op. cit.*, p. 30.
- (54) Gumbel, *Verräter*, S. 55.
- (55) Krüger, *op. cit.*, S. 83.
- (56) Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 7, 252-253. Stern, *op. cit.*, 27-28.
- (57) 両組織の関係については、Rohalm, *op. cit.*, S. 219-221.
- (58) zit. von Schulze, *op. cit.*, 241.
- (59) Brammer, *op. cit.*, S. 16.
- (60) *Ibid.*, S. 18-24.
- (61) Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 7, S. 255.
- (62) Jasper, *Der Schutz der Republik*, S. 107.
- (63) Salomon, *op. cit.*, S. 149.
- (64) zit. von Jasper, *Der Schutz der Republik*, S. 119-120.
- (65) Salomon, *Geächteten*, Rowohlt, Taschenbuch Ausgabe, 1968, S. 244. “無法者”ザエロモンについては、八田恭昌『ヴァイマルの反逆者たち』、世界思想社、1981年、73～99頁を参照。
- (66) Salomon, *Fragebogen*, S. 133.
- (67) Gumbel, *Vier Jahre*, S. 81.
- (68) Salomon, *Geächteten*, S. 216.
- (69) zit. von Stern, *op. cit.*, p. 28.
- (70) Salomon, *Fragebogen*, S. 131
- (71) *Ibid.* またザエロモンは同じ箇所です、“ラーテナウはわれわれに殺害された唯一のユダヤ人”であったとも述べている。
- (72) Krüger, *op. cit.*, S. 92.
- (73) Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 7, S. 253.
- (74) *Schulthess*, Jg. 1921, S. 254-257.
- (75) *Akten der Reichskanzlei*, hrsg. für die Historische Kommission der Bayerischen Akademie der Wissenschaften von Karl Dietrich Erdmann : *Die Kabinette Wirth I*, Boppard 1973, Nr. 80, S. 224, Anm. 2. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd.

7, S. 210.

- (76) *Schulthess*, Jg. 1921, S.335.
- (77) *Akten der Reichskanzlei, Die Kabinette Wirth, II*, Nr. 299, S. 896. この法令は、基本的には21年8月29日の法令を踏襲するもので、新しい内容としては国事裁判所の設置があるが、これについては後述する。
- (78) *Schulthess*, Jg. 1922, S. 75-76.
- (79) *Akten der Reichskanzlei, Die Kabinette Wirth, II*, Nr. 300, S. 896-900.
- (80) *Stenographische Berichte*, Bd. 356, S. 8050.
- (81) *Ibid.*, S. 8058. このなかでヴィルトは、ラーテナウ暗殺の日に未亡人宛に配送された匿名の脅迫状の末尾を読み上げた。“履行に狂ったおまえたちは、常軌を逸した政策の継続を思いとどまるよう忠告した人びとの声を聞こうとはしなかった。はたして、祖国の繁栄のために、[おまえたちに]苛酷な運命がふりかかるのである”。*Ibid.*, S. 8055-8056.
- (82) *Ibid.*, S. 8060.
- (83) Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 6, S. 663. ライヒ閣議は同日、参議院の修正見解に同意した。*Akten der Reichskanzlei, Die Kabinette Wirth, II*, Nr. 310, S. 933.
- (84) 賛成票は中央党、社会民主党、民主党の全員と人民党の大多数。反対は国家人民党とバイエルン人民党と人民党の一部。これとともに、“共和国保護のための公務員の義務に関する法律”(Gesetz über die Pflichten der Beamten zum Schutze der Republik)も憲法改正に必要な多数票によって可決された。この法は、帝政期の公務員の伝統的な中立基準を不適切とし、共和国を支持するよう要求した。
- (85) 共和国保護法の全文は、Jasper, *Der Schutz der Republik*, S. 293-300.
- (86) Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 6, S. 666-667.
- (87) *Akten der Reichskanzlei, Die Kabinette Wirth, II*, Nr. 338, S.1005-1006.
- (88) Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 6, S. 670-671.
- (89) Radbruch, Gustav, *Der innere Weg. Aufriß meines Lebens*, Göttingen 1961<sup>2</sup>, S. 118-119.
- (90) Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 6, 672-673.
- (91) Jasper, “Justiz und Politik”, S. 175. Sabrow, *op. cit.*, S. 104.
- (92) “本規定は、本法律の発効以前に犯された違法行為にも適用される”。Jasper, *Der Schutz der Republik*, S. 297.
- (93) zit. von Sabrow, *op. cit.*, S. 105.
- (94) *Ibid.*, S. 104.
- (95) 弁護側の弁論。“ケルンとフィッシャーがドイツ中で追跡されるなかで、2人はいったいどのようにして発見されたのでしょうか。われわれが新聞で読んだ目撃者の報告では、2人はぼろぼろの衣服をまとっていました。裂けた長靴から足指がのぞき、顔は見

- 分けがつかないほど痩せ衰えていました。みなさん、これが大規模で詳細にわたって準備されたうえでの犯行のようにみえるでしょうか。これは個々の狂信者の個々の犯行であって、罪もない他者がそれに巻き込まれた証拠ではないでしょうか”。*Ibid.*, S. 183.
- (96) Brammer, *op. cit.*, S. 38.
- (97) Jasper, *Der Schutz der Republik.*, S. 108.
- (98) Sabrow, *op. cit.*, 137. Ebermayer, Ludwig, *Fünfzig Jahre Dienst am Recht : Erinnerungen eines Juristen*, Leipzig/Zürich 1930, S.184.
- (99) Salomon, *Fragebogen*, S. 131.
- (100) ラートブルフは、“テヒョーに対する死刑判決を予想していたが、重い判決に満足した”。Radbruch, *op. cit.*, S. 121.
- (101) *Schulthess*, Jg. 1922, S. 131. テヒョーはケルンの計画についてこう供述している。“ケルンはこう述べました。自分は、大臣ラーテナウを殺害するつもりだ。……ラーテナウはポリシェヴィキ・ロシアと近く、また親密な関係にあったので、妹をロシア共産主義者の[カール・]ラーデクと結婚させたのだ。ラーテナウは、いわゆる忍び寄るポリシェヴィズムの信奉者なのだ。……ラーテナウの履行政策は、ドイツ国民に対する裏切りであり、必ずやドイツ国民の破滅を導くであろう。ラーテナウ自身、300人のシオンの賢者のひとりとして知られているし、彼の目的は、ポリシェヴィキ・ロシアの例が示しているように、全世界をユダヤ人の影響下におくことにあるのだ、と”。Brammer, *op. cit.*, S. 26-27.
- (102) 指導者エールハルトは、22年11月30日にミュンヘンで逮捕され、カップ一揆加担の科で取り調べを受けていたが、23年7月13日に部下の手引きで未決監を脱獄し、ふたたび行方をくらましていた。
- (103) Stern, *op. cit.*, pp. 30-31. Sabrow, *op. cit.*, S. 210. 検察に起訴状に関して、クルト・ローゼンフェルト(社会民主党)は、国会で激しく非難した。“OCの26名のメンバーに対する検事総長のこの起訴状を読むと、起訴状ではなく弁明書を読んでいるようである”。*Stenographische Berichte*, 1925, Bd. 387, S. 3485.
- (104) Jasper, *Der Schutz der Republik*, S. 122. Sabrow, *op. cit.*, S. 209-210. Gumbel, *Verräter*, S. 76-77.
- (105) Krüger, *op. cit.*, S. 96-97. フェルキッシュな《ドイツ新聞》にはこうある。“おそらく、一部の被告がオッフエンブルク検察庁での尋問のさいに、実際に‘殺人本部’に所属しているとの嫌疑をこうむった理由を知ることになる。そのようなことが暴露されれば、ただちに国家が外政的に危険になりうるであろう”。Gumbel, *Verräter*, S. 77.
- (106) Jasper, *Der Schutz der Republik*, S. 116. ただし、ただちに恩赦の見通しがあるという理由で、有罪者全員に刑の執行猶予が認められた。*Ibid.*, S. 125.
- (107) *Schulthess*, Jg. 1924, S. 101. Gumbel, *Verräter*, S. 78.
- (108) *Schulthess*, Jg. 1925, S. 57. Gumbel, *Verräter*, S. 377-381. Jasper, *Der Schutz der Republik*, S. 126-127.